

まちづくり各種補助制度

幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助制度

協働のまちづくりを進めるため、町民が行う公益的・公共的な活動に対し補助金を交付します。

○ 補助対象

- ・ 町内在住または町内で勤務する20歳以上の方で組織された団体（3名以上）
- ・ 営利を目的としない ・ 町税などの滞納がない

○ 補助対象事業

- ・ 町民が自由に参加でき、公共サービスを受けられる事業
- ・ 町内で行う公益性・公共性のある事業

○ 補助金額

補助対象経費	補助率	加算額
30万円未満	10/10	—
30万円以上50万円未満	7/10	9万円
50万円以上100万円	6/10	14万円

※参加者負担金など、その他収入は補助対象経費から控除する。



ほろのべ雪ん子まつり(平成31年度)

○ 申請期間

申請事業を実施する年度の4月1日から1月31日まで

◆ これまでの補助金交付実績

- 令和2年度 なし
- 平成31年度 ほろのべ雪ん子まつり、チャリ・デ・秘境駅開催事業

幌延町まちづくり事業補助制度

個性的で活力あるふるさとの創生を図るため、まちづくりに役立つ事業に対して補助金を交付します。

○ 補助対象

個人、団体、中小企業者など幌延町に住所を有する者（予定者も含む）

○ 補助対象事業

事業	補助対象者	事業内容	補助限度額
産業・経済福祉振興事業	中小企業など	町の産業の活性化、地域福祉の向上に役立つもので、新規性を有する事業 ア. 調査・研究事業 イ. 施設・設備事業	ア. 150万円 イ. 融資償還元金 2/3以内で年200万円 (総額1,000万円)
地域活動事業	団体および個人	歴史、芸術およびスポーツなどの振興事業	150万円
生活環境整備事業	団体および個人	環境、景観づくりに資する事業	150万円
人材養成事業	団体および個人	リーダー養成、研修会の開催による交流事業など	20万円～40万円
イベント等創造事業	団体	魅力あるイベントやお祭りなど創造事業	150万円
町内会館整備事業	町内会	町内会館の整備事業	800万円

○ 補助金額 補助対象経費の3分の2以内

○ 申請期間 申請事業を実施する年度の4月1日から11月30日まで

◆ これまでの補助金交付実績

JICAボランティア帰国報告会・海外農業視察研修事業（人材養成事業）、トナカイ調剤薬局整備事業・パン・菓子工房開設事業（産業・経済・福祉振興事業）、町内会館整備事業（町内会館整備事業）、幌延よさこい祭開催事業（イベント等創造事業）、農家看板制作事業（生活環境整備事業）

申請・お問い合わせ先: 企画政策課 企画政策グループ 電話: 5-1114 告知端末機: 5-8814